

第3回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年6月12日（月）午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（10名）	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員		4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員		7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員（2名）	3番 横川 力 委員	6番 谷岡 貞幸 委員		
推進委員（7名）	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番（欠員）
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第15号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第16号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第18号議案 非農地の現況証明について 第19号議案 農用地利用集積計画の決定について 第20号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第21号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	無			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>岡本推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 3 回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号 18 番の岡本 章推進委員です。よろしくお願ひ致します。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは総会の開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 10 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程 2、「議事録の署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと云う風に認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には 4 番の山上真治委員、7 番の山本美代子委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお会議書記に於きましては、事務局をお願いを致します。</p>
<p>3 議事</p> <p>議案第 15 号</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程 3.議事に入ります。議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。</p> <p>本冊 2 頁です。</p> <p>議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったの</p>

進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。

(資料は、3-1 頁～3-4 頁)

番号 1 土地の所在、大字川上——外 4 筆。地目は 4 筆とも畑、転用面積は 4 筆合計で 40.33 m²です。転用計画の用途は墓地、施設概要は個人用の墓地を 3 区画整備、建築面積は 51.97 m²です。転用面積より墓地の建築面積が大きいのは、後で公図を見ていただきますが、隣接する赤線を墓地の通路部分として併せて整備するためです。

申請人は、倉吉市宮川町●●。立地基準の判定に係る農地区分は、第 2 種農地。区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地。許可根拠規定は、市街地設置困難施設。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。

事業内容は、先ほども申し上げましたが、墓地 3 区画と通路を整備。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、町の墓地管理所管課であります町民生活課が発行する墓地経営許可書が添付。また、町の赤線青線の管理所管課であります建設水道課が発行する町有財産の形状変更承認通知書が添付。さらに、隣接耕作者の同意書が添付されています。頁をめくって頂き 3-1 頁が航空写真による位置図です。申請地は、左上側に小さく赤色で囲っている箇所です。右側に見えるのが川上集落になります。現在の墓地は、この航空写真の右上に青色で囲っている場所にありますが、この場所は急傾斜地であり、大雨時等には流水が起きるなど不便を生じているため、この度、申請者と親戚にあたる計 3 軒分の墓を平地である申請地に移転されるものです。

次の頁、3-2 頁が現況写真です。赤色で囲っている箇所が転用面積部分です。実際の墓地の整備については、赤線部分を含めるため、写真の左側 1 m 程度伸びることになります。

次の頁、3-3 頁が公図です。黄色で囲っている 5 筆が転用部分です。実際の墓地の整備については、隣接する赤線、道と記載の 2 本もかかるということになります。

次の頁、3-4 頁が墓地詳細図です。通路部分は、誰が通っても良いことから、県道歩道側から奥の川側へスロープで通り抜けできるよう設置されます。

以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

よって、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。

	<p>(議長)</p> <p>山上委員</p>	<p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。</p> <p>4番の山上真治委員より報告をしてください。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたが、この4条申請は、墓地を3区画整備されるものです。町が発行する墓地経営許可が出されているとのことですので、墓地を設置すること自体は、必要な条件がクリアされての許可ですので問題ないと考えます。ただし、3-2頁の現況写真や、3-3頁の公図にありますように、隣接する赤線、いわゆる道の部分も使用し、通路として整備される計画であります。通常考えれば、自己所有地に墓地を含めたすべての整備をされるのが本来の形であると思いますが、町が発行する町有財産の形状変更承認が出されていること、また、隣接耕作者の同意書もあるとのこと。</p> <p>周辺の営農条件には支障もないことから、この転用計画は認めざるを得ないものの、隣接する赤線は、赤線にふさわしい施工方法をお願いしたいという意見を添えることを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p>
	<p>(議長)</p> <p>尾川委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>説明並びに現地調査委員による報告が終わりました。それでは、質疑をお受けします。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>3-2頁の現況写真の1の土地は、かなり細長いものですが、これも個人所有ですか。</p> <p>事務局より説明してください。</p> <p>個人所有の土地です。本来であれば、農地転用許可後に分筆をすることになります。ただし、この計画を進めるにあたり、関係者による境界立会がなされ、町の赤線所管課が赤線を含めて整備を進めても良いとの見解から、赤線を形状変更し、細長い1の土地を併せて通路部分として整備されるものです。このことにより、細長い、写真の1の土地ができたということです。</p>
	<p>尾川委員</p> <p>(議長)</p>	<p>わかりました。</p> <p>・・・(休憩)・・・</p> <p>その他に質疑はございますか。無いようでございます。</p> <p>それでは、事務局の説明や山上委員の現地確認の報告がありましたように、農業委員会としては、赤線部分は関与すべきところではありませんが、農地転用と併せて、赤線部分を使用して構造物を設置する計画を農業委員会は許可したのかと言われかねないことから、赤線部分は、本来あるべき赤線の機能を損なわないように、赤線にふさわしい施工をしてもらう。赤線部分はフラット気味にしてもらう。そして細長い自己所有地に階段をつけてもらう。このような形で意見を</p>

<p>議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>添えさせていただく形としたいのですが、皆さんからの質疑はございますか。 質疑なしと認めます。それでは質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」について、赤線部分は、本来あるべき赤線の機能を損なわないよう、赤線にふさわしいフラット気味な通路施工をしてもらう。そして細長い自己所有地に階段をつけてもらう。このような意見を添えて、この転用を認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手でございますので、議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、赤線の部分については、フラットな状態にしていきたいという意見を添えて、本案件は意見決定致します。 次に、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。 本冊 4 頁です。 議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、4-1 頁及び資料 1 の 1 頁～6 頁) 番号 1 土地の所在、大字田後——。地目は田。転用面積は 352 m²です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅 1 棟。建築面積は合計 100.61 m²です。 譲受人は、はわい長瀬●●。譲渡人は、松江市西津田●●です。契約内容は、売買による所有権移転。 立地基準の判定に係る農地区分は、第 3 種農地。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は、第 3 種農地は原則許可です。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。事業内容は、50 cm の盛土造成をしたうえ、住宅を建築するものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。なお、隣接耕作者はありません。 頁をめくって頂き、4-1 頁が航空写真による位置図で、赤色で囲っている箇所です。申請地の左下に見える茶色の屋根の建物が、町立施設です。</p>
--	---------------------	---

	事務局	<p>現地の写真につきましては、別冊の資料 1 の 1 頁です。申請地の四方は、住宅や町道に囲まれています。資料 1 の頁をめくって頂き 2 頁が公図。3 頁が申請地内の配置図。4 頁が 1 階と 2 階の平面図。5 頁が立面図です。6 頁が雨水排水図であり、雨水は隣接する町道側溝に排水します。汚水は公共下水につなげます。番号 1 の説明は以上です。</p> <p>再度、本冊 4 頁をご覧ください。</p> <p>(資料は、4-2 頁及び資料 1 の 7 頁～15 頁)</p> <p>番号 2 土地の所在、大字水下一と一。2 筆とも地目は田。転用面積は 2 筆合計 960 m²です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は 5 棟の建売住宅です。建築面積は合計で 260.85 m²です。</p> <p>譲受人は、倉吉市 株式会社●●。譲渡人は、2 筆とも記載の 4 人が 4 分の 1 ずつ所有しているものです。契約内容は、売買による所有権移転。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は、第 3 種農地。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は、第 3 種農地は原則許可です。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。</p> <p>事業内容は、建売住宅 5 棟のほかに、幅員 6 m の道路を整備。申請地南側水路沿いには L 型擁壁を設置されます。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。また、隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくって頂き、4-2 頁が航空写真による位置図で、左下側に学校施設のプールと駐車場が見えています。現地の写真につきましては、別冊の資料 1 の 7 頁です。頁をめくって頂き 8 頁が公図です。</p> <p>9 頁が計画平面図で 1 号地から 5 号地の配置と申請地中央には道路が整備されます。なお、この平面図を見ていただきますと、申請地までの進入路がないため、申請地北側の宅地の一部を用地買収し、申請地と併せて道路を整備する計画となっています。</p> <p>10 頁には、9 頁の計画平面図に対応する計画横断面図であり、約 10 cm から 40 cm の盛土が計画されています。11 頁は、標準断面図として、新たに整備する道路及び側溝部分の断面図となっています。12 頁は、上下水道計画平面図です。上水道、下水道とも北側の町道につなげる計画です。13 頁には、参考までに、1 号地に建築予定の住宅平面図、14 頁には、同じく 1 号地に建築</p>
--	-----	---

	<p>(議長)</p> <p>清水委員</p> <p>(議長)</p> <p>倉本推進委員</p> <p>(議長)</p> <p>山田委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>山田委員</p> <p>(議長)</p>	<p>予定の立面図を添付しておりますのでご確認ください。15 頁には、排水流域図であり、雨水は新設する道路側溝を通じて、北側の町道の既存道路側溝に排水します。汚水は公共下水につなげます。</p> <p>以上、番号 1、番号 2 の 2 件の申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。</p> <p>番号 1 の案件について、9 番の清水武敏委員より報告をしてください。</p> <p>資料 1 の 1 頁の現地の写真をご覧ください。先ほど、事務局からもありましたが、申請地の周囲は、町道や宅地に囲まれており、この申請地のみ農地として残っている状況です。</p> <p>隣接する農地もなく、排水対策もとられることから、この転用計画については問題がないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に、番号 2 の案件について、20 番の倉本哲男推進委員より報告をしてください。</p> <p>資料 1 の 7 頁の現地の写真をご覧ください。申請地の北側と東側はすでに宅地となっています。西側の隣接地は農地であり、同意書が出されています。</p> <p>排水対策もとられ、周辺への土砂流出の恐れはなく、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではないことから、この転用計画については問題がないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で現地調査委員による報告を終わります。これより質疑を一括して行います。皆様からの質疑はございますか。</p> <p>番号 2 の案件について、申請地までの進入路部分について、まだ道路になっていないのであれば、この部分も転用申請が必要ではないのでしょうか。</p> <p>事務局より説明をしてください。</p> <p>資料 1 の 8 頁の公図をご覧ください。——の一部を道路整備されますが、この筆の地目は宅地でありますので、農地転用の必要はありません。</p> <p>わかりました。</p> <p>そのほかに質疑はございますか。</p>
--	--	---

	(議長)	<p>5-8 頁が公図です。</p> <p>本冊 5 頁に戻っていただき、 番号 3、4、5 を併せて説明します。</p> <p>番号 3 申請人は、東京都渋谷区●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 746 m²。</p> <p>番号 4 申請人は、神戸市兵庫区●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 263 m²。</p> <p>番号 5 申請人は、園●●。土地の所在、大字園——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 800 m²。</p> <p>番号 3、4、5 いずれも 20 年以上前から耕作や管理ができなくなり、原野化したものであります。なお、いずれも今後、竹林整備事業に取り込まれるものです。頁をめくって頂き、5-9 頁が航空写真の位置図であり、番号で 3、4、5 と示しています。5-10 頁が現地の写真であり、この辺りということで赤色囲いをしています。5-11 頁が公図です。</p> <p>次に、本冊 5-1 頁に戻っていただき、</p> <p>番号 6 申請人は、宇野●●。土地の所在、大字宇野——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 15 m²。もう 1 筆が同じく、大字宇野——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 1,695 m²。</p> <p>2 筆とも、20 年以上前から耕作や管理ができなくなり原野化したものであります。頁をめくって頂き、5-12 頁が航空写真の位置図であり、南谷の県の施設から農道を道なりに進んでいくと、申請地の左側には、太陽光発電パネルがたくさん並んでいるところです。5-13 頁が現地の写真、5-14 頁が公図です。</p> <p>再度、本冊 5-1 頁に戻っていただき、</p> <p>番号 7 申請人は、神奈川県相模原市●●。土地の所在、大字宇野——。地目は台帳 田、現況 山林。面積は 383 m²。20 年以上前から耕作や管理ができなくなり山林化したものであります。頁をめくって頂き、5-15 頁が航空写真の位置図であり、赤色で囲っている箇所です。真ん中上側に見えているのは、道の駅です。5-16 頁が現地の写真ですが、明確な位置は不明であり、この辺りということで写真を撮りました。続いて、5-17 頁が公図です。</p> <p>非農地の現況証明についての説明は以上です。</p> <p>以上で説明は終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきま</p>
--	------	--

	<p>山上委員</p> <p>(議長)</p> <p>倉本推進委員</p> <p>(議長)</p> <p>清水委員</p> <p>(議長)</p> <p>山上委員</p> <p>(議長)</p> <p>山上委員</p> <p>(議長)</p>	<p>す。</p> <p>番号1の案件について、4番の山上真治委員より報告をしてください。</p> <p>5-3頁の現況写真のとおり旧学校跡地です。今後、町が跡地利用の検討をされていく土地となります。どう見ても農地に復元することは困難であり、非農地として認めることに問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に、番号2の案件について、20番の倉本哲男推進委員より報告をしてください。</p> <p>5-7頁の現況写真のとおり、この農地は、長年耕作や管理がされず、原野化している状況であると見ました。この状態から、農地に復元することは困難であり、非農地として認めることに問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に、番号3,4,5の案件について、9番の清水武敏委員より報告をしてください。</p> <p>5-10頁の現況写真のとおり、この辺り一帯は、長年耕作や管理がされておらず、原野化というか、竹林状態となっている状況です。この状態から農地に復元することは困難であります。事務局から説明がありましたが、今後の竹林整備事業に期待し、非農地として認めることに問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に、番号6の案件について、4番の山上真治委員より報告をしてください。</p> <p>5-13頁の現況写真のとおり、辺り一面が、長年耕作や管理がされておらず、原野化している状況です。この状態から農地に復元することは困難であります。非農地として認めることに問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に、番号7の案件について、4番の山上真治委員より報告をしてください。</p> <p>事務局からの説明にもありましたが、5-16頁の現況写真のとおり、申請地を含め、周辺は山林化や原野化が進行しており、明確な位置は不明であり、公図の位置等からこの辺りということで確認しました。この状態から、農地に復元することは困難であるため、非農地として認めることに問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、現地調査委員による報告を終わります。これより一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑はないようですので、これから採決をしたいと思います。一括ではなく、申請番号ごとに採決を行います。</p> <p>まず、申請番号1でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
--	---	--

<p>議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 次に、申請番号 2 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 次に、申請番号 3,4,5 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 次に、申請番号 6 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 次に、申請番号 7 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 よって、議案第 18 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに可決いたしました 次に、議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。15 番の山下 昇推進委員の整理番号 4 を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、整理番号 4 の案件は、先に分割審議することとします。それでは、山下 昇推進委員は退席してください。</p> <p>(山下推進委員 退席)</p> <p>山下推進委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」総括表より説明してください。</p> <p>本冊 6 頁です。</p> <p>議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。 次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する</p>
--------------------------------------	------------------------	---

<p>議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑なしと認め、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号 4 の以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 19 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決といたします。</p> <p>次に、議案第 20 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明してください。</p> <p>本冊 7 頁です。</p> <p>議案第 20 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、7-1 頁)</p> <p>次の 7-1 頁の農用地利用集積等促進計画案（売買関係）をご覧ください。</p> <p>農地番号 1,2,3 とも現在の地権者は、はわい長瀬●●。この 3 筆を、中間管理機構を通じて、宮内●●が買受するものです。●●が中間管理機構から買受する際の対価は、●●が中間管理機構から得る対価に 1 % が加算された額であります。なお、所有権移転の完了予定日は、令和 5 年 8 月 31 日です。説明は以上です。</p>
<p>議案第 21 号</p>	<p>(議長)</p>	<p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑は無しと認め、これより採決を行います。</p> <p>議案第 20 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を認めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして、議案第 20 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり議決決定をいたします。</p> <p>次に、議案第 21 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。説明して</p>

<p>農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>4 その他</p>	<p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>ください。</p> <p>本冊 8 頁です。</p> <p>議案第 21 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 8-1 頁～8-3 頁)</p> <p>番号 1 まず、申請者は、宇谷●●。土地の表示、大字宇谷——。地目は田。面積は 283 m²。土地所有者は、宇谷●●です。</p> <p>現在の●●までの道路は、●●の北側からの道路がありますが、軽自動車が何とか通行できる幅員しかなく、●●の近くの道路は、片側は垂直な崖となっており危険な状況であります。●●の関係者より、南西側に道路の新設を希望されているとのこと。</p> <p>また、●●は高台にあることから、区の避難場所への経路としての機能も兼ねる計画とし、この度、農業振興地域農用地の指定除外を求めたものであります。具体的には、頁をめくって頂き、8-1 頁が航空写真の位置図で、赤囲いの筆が申請地の大字宇谷——であります。●●は、——に位置します。</p> <p>次の 8-2 頁が計画平面図で、この度の農振農用地の指定除外申請地を含め、幅員 4 m の道路を整備するとともに、●●に隣接する土地の樹木の伐採、整地をし、駐車場用地として整備される計画となっています。次の 8-3 頁が申請地の公図です。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑なしと認め、これより採決を行います。議案第 21 号「農業振興地域整備計画の変更について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 21 号「農業振興地域整備計画の変更について」は、原案のとおり可決といたします。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>(1) 令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び令和 5 年度最適化</p>
---------------------------------------	------------------------------------	--

	事務局	<p>活動の目標の設定等について、説明してください。</p> <p>○令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 及び 令和5年度最適化活動の目標の設定等について</p> <p>1頁から8頁までが、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価です。</p> <p>9頁から11頁までが、令和5年度最適化活動の目標の設定等で、11頁の中ほどに、2. 最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、1人当たりの活動日数を月に6日としています。これは、令和4年度と同じ目標です。</p>
	(議長) 事務局	<p>(2)7月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○7月定例総会の日程について</p> <p>7月10日(月)午後3時00分開会予定です。</p> <p>現地確認の担当は、3番の横川 力 委員、6番の谷岡貞幸 委員、13番の徳岡正裕 推進委員の3名です。</p> <p>定例総会終了後に互助会総会を開催します。互助会監事の1番の山下和子委員、20番の倉本哲男推進委員には、別途、日程調整により、7月10日の数日前には監査をお願いします。</p>
	(議長) 事務局	<p>(3)農業委員会改選後の初総会等の日程について、説明してください。</p> <p>○農業委員会改選後の初総会等の日程について</p> <p>新たな農業委員、推進委員さんは、今後順次決定されていきますが、あらかじめの周知です。</p> <p>7月20日(木)午前10時から終日を予定。</p> <p>午前中は、農業委員へ町長から辞令交付、その後、初総会、推進委員へ委嘱状交付、互助会総会を実施します。午後は、鳥取県農業会議にお世話になり、農業委員会の導入研修を実施します。その後に、7月27日に実施します農地パトロール研修を実施。この日は、1日予定を空けておいてください。</p>
	(議長) 事務局	<p>(3)農地パトロールの日程について、説明してください。</p> <p>○農地パトロールの日程について</p> <p>新たな農業委員、推進委員が対象ですが、あらかじめの周知です。</p> <p>7月27日(木)午前8時45分から出発式を役場別館前で実施します。</p> <p>この農地パトロールの日も1日になりますので、予定のほどよろしくをお願いします。</p>
	(議長)	<p>そのほかに事務局からございますか。</p>

5 閉会	事務局 (議長)	<p>○特にありません。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和 5 年度第 3 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。ご苦労様でございました。</p> <p>(閉会 午後 4 時 3 5 分)</p> <p>会議の経過を記載して相違ないことを証明するため、ここに署名する。</p> <p>農 業 委 員 会 会 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>
------	-----------------	--

--	--	--